

問題〇〇7 律令制度②③

01 官道に約 16 kmごとに設置された駅家を公用で利用できる制度を〔^{えきでんせいい}駅伝制〕という。

02 律令の行政区画は国一郡一〔^し里〕に分かれた。「郡」は、701年の大宝律令制定以前は〔^へ評〕と表記されていたことが分かっている。

03 各国の統治は、中央から派遣された貴族がなる守(かみ)以下の4人の〔^{こくし}国司〕が行った。国の役所は〔^{こくし}国衙〕とよばれ、その国衙が置かれた所在地を国府といった。郡の支配者は〔^{ぐんし}郡司〕と呼ばれ、旧国造層などの地方豪族から選ばれた終身官だった。この職務を行う場所は〔^{ぐんけ}郡家(郡衙)〕とよばれた。また、里は〔^{いそ}五十戸〕ごとに置かれた。

04 律令の官僚は位階制により秩序づけられ、五位以上の位をもつ者を〔^{きざう}貴族〕、

三位以上の者を〔^{こうしやう}公卿〕とよぶ。

05 五位以上の官人の子、あるいは三位以上の官人の子と孫は〔^{かき}蔭位の制〕により、21歳になると一定の位階を与えられた。

06 律令官人は位階に応じた官職に就くこととされ、これを〔^{くわん}官位相当制〕という。

07 班田や兵役の台帳である〔^{こせき}戸籍〕は6年ごとに作成された。徴税の台帳である〔^{けい}計帳〕は毎年作成された。

08 律令の各官庁には〔^{しとうかん}四等官〕とよばれるかみ・すけ・じょう・さかんが置かれた。

09 律令では民衆は良民と〔^{せん}賤民〕に分けられ、陵戸・官戸・家人・公奴婢・私奴婢を〔^{ごしきせん}五色の賤〕と総称する。

10 班田収授では、6歳以上の男子に口分田を〔^{にたん}二段〕、女子にその三分の二を与えた。

01 口分田の支給の為、田地の計画的な区画が目指され、田地は〔^{じやうりせい}条里制〕とよばれる整然とした区画で整備された。

02 律令における成年男子は〔^{せいじ}正丁〕とよばれ、良民の21歳から60歳のものが相当した。

03 租は田1段につき2束2把で、収穫のほぼ〔^{さん}3%〕に相当した。

04 〔^{てう}調〕は、各地の特産物を納めるものであった。

05 〔^く庸〕は、都で10日間の労役であるあるが、実際には代わりに〔^{ふに}布二丈六尺〕で納めるものであった。

06 調・庸を都まで運搬するのにも人々の義務であり、〔^{うきやく}運脚〕とよばれた。また、〔^{こくし}国司〕が農民たちに課す〔^{ろうえき}労役〕が〔^{そふよう}雑徭〕で、年間に〔^{ろく}60日〕間を限度とした。

07 春に稲を貸し付け、秋に利息を付けて返却させる〔^{しうしやう}出挙〕も、実質的な租税の一種となっていた。

08 凶作に備えて粟などを蓄えさせる〔^{ぎそう}義倉〕も一種の税負担として機能した。

09 兵役は〔^{さんよん}3~4人に1人〕が徴兵され、国司の監督下にある〔^{ぐん}軍団〕に配備された。

10 兵役に就く者のうち、〔^{えいし}衛士〕は1年間、都城の警備に就くもので、〔^{さきもり}防人〕は3年間、主に東国出身者が北九州に配備された。